

米原市統合型・公開型 GIS 構築業務に係る情報提供の依頼について

米原市では、市民・事業者の利便性の向上とともに、地理情報を活用した行政サービスの提供や行政窓口の業務負担の軽減を図っていくため、統合型・公開型GIS構築業務に係る具体的な検討を進めているところです。

つきましては、統合型・公開型GISの構築に向けて最適な仕様検討の参考とするため、下記のとおり情報提供を依頼します。

記

1. 導入の目的について

- ・「米原市統合型・公開型GIS構築業務 調達仕様書（案）」のとおり。
- ・調達仕様書（案）には現時点では入れられていないが、下水道台帳管理システムを統合型・公開型GISと併せて導入できる場合、下水道台帳管理システムの運用面の課題解決策として、作業現場に持ち出して、各種情報を入力する仕組みを検討したい。

持出用端末はタブレット端末3台想定、ネットワーク形態はスタンドアロン型、もしくはインターネットから現地入力できるような仕組みなど、どのような形態でも問題ないと考えているが、LGWAN環境で登録されているデータ等がほぼ同期されている状態を維持できること、閉域接続等を行う場合はその回線費用も含めた上で、追加費用として提案をいただきたい。

2. 情報提供依頼内容について

(1) 情報提供依頼内容

本市が提供する資料をもとに、以下に示す情報提供をお願いします。

表 1 情報提供依頼項目

No	情報提供依頼項目	依頼概要	回答様式
1	調達仕様書（案）等に対する意見	本市が提供する調達仕様書（案）、非機能要件（案）等に対して、貴社知見から追記・修正等を行うことが有意義と考えることの御意見（貴社にて対応が困難な部分がある場合は、その内容に対する御意見も含む。）	表 2 No. 6
2	機能要件（案）の対応可否	本市が提供する機能要件（案）に対して、貴社が提案するシステム等での対応可否に係る情報 特に、個別 GIS に係る機能要件（案）に関しては、貴社からの提案があればエクセルに行追加していただくか、個別の機能要件表（任意様式）の御提示をお願いします。	表 2 No. 3
3	RFI 概算見積書	本市が提供する調達仕様書（案）等に対して、構築および5年間の保守運用経費の概算	表 2 No. 5
4	会社概要	貴社の会社概要	表 2 No. 8
5	受注実績	本市と同規模以上の地方公共団体において、本業務と類似の業務を受託した貴社の実績	表 2 No. 9
6	その他提案	本市の機能要件（案）以外で、貴社の製品・サービス等において有益と考えられる提案事項	任意 様式

3. 本市が提供する資料

本市が提供する資料は、以下のとおりです。

表 2 本市から提供する資料

No	提供資料名	資料概要
1	米原市統合型・公開型 GIS 構築業務に係る情報提供の依頼について	貴社への情報提供依頼文（本資料）
2	調達仕様書（案）	統合型・公開型 GIS 構築業務の調達仕様書（案）
3	機能要件（案）	統合型・公開型 GIS の機能要件（案）
4	非機能要件（案）	統合型・公開型 GIS の非機能要件（案）
5	【様式 1～3】RFI 概算見積書	貴社から概算見積を提示していただく様式
6	【様式 4】調達仕様書（案）等に対する意見	貴社から調達仕様書（案）、非機能要件（案）等に対する意見を提示いただく様式
7	【様式 5】質問書	貴社から質問を受け付ける様式
8	【様式 6】会社概要書	貴社に会社概要を提示していただく様式
9	【様式 7】受注実績書	貴社に受注実績を提示していただく様式

4. 貴社からの資料提出方法

（1）資料の提出期限

RFI 概算見積書については、令和 8 年 10 月 26 日（月）17:00 を資料の提出期限とさせていただきます、その他の資料等については、令和 8 年 11 月 6 日（金）17:00 を資料の提出期限とします。なお、準備ができた資料から本期限に先行して順次提出をお願いします。

（2）提供先

米原市 総務部 行革デジタル推進課
〒521-8501 米原市米原 1016 番地
TEL：0749-53-5169（直通）
電子メール：joho@city.maibara.lg.jp

（3）提供方法

直接持参、郵送または電子メールによる送付のいずれも可とします。各種資料については Excel 形式等の編集可能な電子ファイルでの提出をお願いします。

5. 本件に対する質問先

本件に対する質問がある場合は、表 2「本市から提供する資料」の No. 7「【様式 5】質問書」に質問内容を記載いただき、令和 8 年 10 月 9 日（金）17:00 までに上記「4 貴社からの資料提供方法－（2）提供先」に電子メールにて御連絡ください（件名は「【RFI】情報提供依頼に対する質問の送付について（貴社名）」としてください。）。回答は、令和 8 年 10 月 16 日（金）までに回答準備が整ったものから順次回答します。また、質問内容と回答は、本市ウェブサイトに掲載するため、御質問いただく際には、機密情報や事業者が特定できる内容を含まないよう御留意ください。

6. 特記事項

- 提供いただいた資料等については、「米原市 最高情報統括責任者（ＣＩＯ）補佐業務」の受託者（再委託先を含む。）には目的外の用途で利用しないことを前提に情報共有させていただきます。
- 情報提供に係る一切の経費（印刷代を含む。）は、貴社側の負担とします。
- 情報提供された資料等は、貴社から明確な指示があったものを除き返却しません。
- 提出された資料等について、米原市情報公開条例（平成 17 年米原市条例第 4 号）に基づく公開請求があり、同条例第 15 条に規定する第三者に関する情報が含まれている場合は、公開決定等を行う前に意見を求めることとします。

以 上